

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等  
..... (環境局総務部環境政策課) ... 一
- 特定非営利活動法人の認定  
..... (生活文化局都民生活部地域活動推進課) ... 四
- 開発行為に関する工事完了  
..... (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ... 四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出  
..... (産業労働局商工部地域産業振興課) ... 五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二一  
件) ..... (同) ... 六

### 告示

#### ● 東京都告示第千百十六号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号) 第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称) 竹芝地区開発計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社アルベログランデ

代表取締役 星野 浩明

中央区日本橋二丁目一番十四号

二 対象事業の名称及び種類  
(仮称) 竹芝地区開発計画

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、港区海岸一丁目の区域にオフィス、展示場、住宅及び店舗を含む高層建築物の建設を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要  
事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧  
(一) 期間  
平成二十七年七月十三日から同月二十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。  
(二) 時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで  
(三) 場所  
ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に保わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目      | 評価の結論  |
|---------|--|
| 1. 大気汚染 | <p>建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>建設機械の稼働について、建設機械からの排出量が最大となる時期の二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.0615ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は30.7%である。また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.0567mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は10.2%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、二酸化窒素が評価の指標を上回っていることから、施工計画を十分に検討し建設機械の集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリソングストップの励行等、環境保全のための措置を実施し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努めることとする。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046677～0.053714ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.06～0.64%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間2%除外値)に変換した値は0.052196～0.052474mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.00～0.03%である。</p> |

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目       | 評価の結論  |
|----------|--|
| 1. 大気汚染  | <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046609～0.050871ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.02～0.68%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.052190～0.052264mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.00～0.01%である。</p> <p>【駐車場の使用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.0496ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。駐車場の供用に伴う寄与率は5.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.0522mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。駐車場の供用に伴う寄与率は0.5%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.0480ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.3%である</p> |
| 2. 騒音・振動 | <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】</p> <p>敷地境界における工種別の建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)の最大値は75～76dB、歩行者デッキ工事は77dBであり、環境確保条例の「指定建設作業騒音の報告基準」(80dB)を下回る。</p> <p>なお、歩行者デッキ工事は、施工場所等の制約から道路占有を行う夜間工事となることから、使用される建設機械は可能な限り最新規格の低騒音型建設機械を採用する。さらに施工方法を詳細に検討し、より建設機械による騒音の影響が少ない工法を採用するなどの環境保全措置の実施を徹底し、より一層の騒音の影響を低減させるよう努めることとする。</p>   |

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目       | 評価の結論  |
|----------|--|
| 2. 騒音・振動 | <p>[建設機械の稼働に伴う建設作業振動]</p> <p>敷地境界における工種別の建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L<sub>10</sub>)の最大値は64～68dB、歩行者デッキ工事は66dBであり、環境確保条例の「指定建設作業振動の動音基準」(70dB)以下である。</p> <p>なお、歩行者デッキ工事は、施工場所等の制約から道路占用を行う夜間工事となることが考えられることから、使用する建設機械は可能な限り最新規格の低振動型建設機械を採用する。さらに施工方法を詳細に検討し、より建設機械による振動の少ない工法を採用する、できるだけ同一場所での集中稼働と長時間連続作業を避ける等の環境保全措置の実施を徹底し、より一層の振動の影響を低減させるよう努めるものとする。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L<sub>1eq</sub>)は、昼間59～74dBであり、No.3、4、5、6地点において環境基準値(昼間65～70dB)を下回る。なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベル増加分は1dB未満である。</p> <p>No.2は評価の指標を上回るが、現実実測値による騒音レベルの増加分は0.3～0.4dBであり、工事用車両による影響はわずかである。なお、No.2地点は、現実実測値が評価の指標を上回っていることから、工事用車両の走行に伴う沿道地域への騒音による影響をより軽減するため、一般車両の走行に支障が発生しない限り計画地周辺道路を工事用車両が通行する際には徐行運転を徹底させる等、環境保全措置を実施し、工事用車両の走行に伴う影響の低減に努めることとする。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通振動]</p> <p>工事用車両の走行に伴う予測時間帯別の道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)の最大値は、昼間40～54dB、夜間38～52dBであり、すべての地点において環境確保条例の「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間65、夜間60dB)を下回る。なお、工事用車両の走行による振動レベルの増加分は、昼間0.1～1.5dB、夜間0.0～1.3dBである。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う沿道地域への振動による影響を軽減するため、一般車両の走行に支障が発生しない限り、計画地周辺道路を工事用車両が通行する際には徐行運転を徹底させる等、環境保全措置を実施し、工事用車両の走行に伴う影響の低減に努めることとする。</p> |

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目      | 評価の結論  |
|---------|--|
| 3. 日影   | <p>計画建築物により2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、日影規制地域に該当せず、評価の指標に適合する。</p> <p>計画地北側には配慮すべき施設である芝商業高校が位置している。芝商業高校は日影規制対象外の地域であるが、参考のため周辺の日影規制状況(敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲で4時間、10mを超える範囲で2.5時間の日影時間)と比較しても、4時間以上の日影となる部分は校庭と校舎のごく一部分に限定されることから、影響は少ないと考える。</p> <p>なお、旧芝離宮恩賜庭園と浜離宮恩賜庭園にかかると日影は2時間未満でその範囲も限られており、日影規制を満足する。芝商業高校は日影規制対象外の地域であるが、業務棟の高層部(高さ約210m)を計画地西側に配置し、住宅棟との隙間を確保することで、日影時間の短縮に配慮した。</p> |
| 4. 電波障害 | <p>計画建築物により、地上デジタル放送では南西方向に広域局で約200m、県域局で約540m、衛星放送では北北東から北東方向に最大約260mの範囲に遮蔽障害が生じると予測する。</p> <p>しかし、計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合、調査を行った上で適切な方法を検討し対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波障害は解消されると考える。</p> <p>以上のことから、本事業に係る電波障害について、評価の指標「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」に適合するものと考ええる。</p>  |
| 5. 風環境  | <p>計画建築物建設前の計画地周辺の風環境は、概ね領域A(住宅地相当)、領域B(低中層市街地相当)であり、一部、高層建築物周辺に領域C(中高層市街地相当)が見られる環境である。計画建築物建設後は、防風植栽等、適切な対策を実施することにより、領域A、Bを維持することができ、計画建築物の建設により新たに領域Cを発生させることはない。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在が、計画地周辺における風環境に著しい影響を与えることはないと考ええる。</p>   |
| 6. 景観   | <p>[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>計画地とその周辺は、事務所建築物の立地割合が比較的高く、次いで倉庫・運輸関係施設、公園の割合も高くなっており、高層建築物も見られる地域である。本計画で整備される施設の主用途は事務所、住宅であり、地域の土地利用に調和したものである。</p> <p>本計画の実施により、2棟の高層建築物が建設された新たな景観構成要素となる。これらの高層建築物に採まれた部分には豊かに緑化されたスキップ・テラスが整備され、既存建物とのスケール感の調和が図られる計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む」を満足するものと考ええる。</p>                                      |

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 項目    | 評価の結論  |
|-------|--|
| 6. 景観 | <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>計画建築物は、高層建築物として認識されるが、周辺の中高層建築物と調和し、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと予測される。なお、近景域では眺望の変化は大きい。デザインや色彩等に配慮することで、新しい魅力ある都市景観の形成に寄与するものと予測する。</p> <p>高層部は分節やコーナー部の変化等、外装計画の配慮により、旧芝離宮恩賜庭園や周辺近傍景観への面的な圧迫感の低減を図る。</p> <p>低層部も恩賜庭園も含めた配慮として、建物壁面はガラスを外装材の主体として用いる等により、反射率に配慮しつつ周辺の景色や空を映し込む庭園景観の背景としてふさわしい外観とすることで、壁面の存在感を和らげる。また、建物壁面の色彩については色彩基準に適合したものとし、旧芝離宮恩賜庭園等の周辺景観との調和を図る計画とする。旧芝離宮恩賜庭園は回遊式日本庭園として名勝指定されている重要な景観資源であることを踏まえ、歩行者デッキの座席からの見え方については十分配慮し、できる限り目立たないように計画する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む」を満足するものと考える。</p> <p>[圧迫感の変化の程度]</p> <p>計画地及びその周辺は、事務所、物流施設、集合住宅等が混在する土地利用がなされており、中高層建築物が立ち並ぶ地域である。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は、No.1地点が17.3%、No.2地点が11.5%、No.3地点が12.8%、No.4地点が17.4%となっている。</p> <p>高層部は分節やコーナー部の変化等、外装計画の配慮により、旧芝離宮恩賜庭園や周辺近傍景観への面的な圧迫感の低減を図るとともに、高層部と明確に分節された低層部は、旧芝離宮恩賜庭園の豊かな緑を計画地に引き込む。「緑の大地」として十分な屋上緑化を計画、周辺緑地との視覚的な緑のネットワーク形成を目指す計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の低減を図ること」を満足するものと考える。</p> |

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人日本ハビタット協会

二 代表者の氏名

中村 徹

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町一丁目十二番地 ふくおか会館一階

四 認定の有効期間

平成二十七年七月一日から平成三十二年六月三十日まで

つ

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

国立市中三丁目六番二十九

武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

あきる野市湖上字開戸三百二  
十八番一、同番三、三百二十  
九番一、同番六及び三百三十  
一番三

あきる野市野辺三百九十二  
番地  
南部商事株式会社  
代表取締役 吉村 隆二

あきる野市草花字花ノ岡千八  
十一番一から同番三まで及び  
同番五の各一部並びに千八十  
八番

青梅市新町七丁目十六番地  
の十  
松本建設株式会社  
代表取締役 松本 良哲

日野市大字日野二千八百七十  
番一、同番一地先、同番二、  
同番三、二千八百七十一番一、  
同番四、同番九、同番十及び  
二千八百七十二番五

立川市高松町三丁目二十九  
番十七号  
三絆地所株式会社  
代表取締役 鈴木 等

日野市高幡四百八十六番二及  
び同番二地先

立川市砂川町八丁目五十二  
番地の六ヒラノプレイス三  
〇一

株式会社マエダコーポレー  
ション  
代表取締役 前田 英彦

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店  
舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に  
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供  
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、平成二十七年七月十三日から四月以内に東京都産  
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)に到着するように提出してください。  
平成二十七年七月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 (仮称) いなげや保谷本町店
- 二 店舗所在地 西東京市保谷町五丁目八番十二号
- 三 設置者名 株式会社サビアコーポレーション
- 四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか未定
- 六 新設をする日 平成二十八年一月二十九日
- 七 店舗面積の合計 三千四百二平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百三十九台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百七十四台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗西側 五十平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗西側 十七・一〇立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十二時

- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南東側ほか
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 十七 届出日 平成二十七年五月二十八日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 平成二十七年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 (仮称) ペンブロック六本木七丁目計画
- 二 店舗所在地 港区六本木七丁目百十三番一ほか
- 三 設置者名 ペンブロック・ロッポンギ7・リアルエステート・リミテッド
- 四 設置者住所 英国領バミューダ ペンブロック HM十九 クロー通り四十二番地 ペンブロック・ホール
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社バーニーズジャパンほか未定
- 六 新設をする日 平成二十八年四月一日
- 七 店舗面積の合計 千八百四十二平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 十七台

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 七十五台</p>  | <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十七年七月十三日</p> | <p>代表者名<br/>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 コーナン商事株式会社</p>   |
| <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百三十九平方メートル</p>   | <p>一 店舗名 ホームセンターコーナン本羽田店</p>   | <p>十二 変更前の小売業者の住所 大阪府堺市鳳東町四丁目四百一番地</p>  |
| <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 九・八〇立方メートル</p>                                       | <p>二 店舗所在地 大田区本羽田二丁目三番一号</p>   | <p>十三 変更後の小売業者の住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一番地</p>  |
| <p>十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業</p>  | <p>三 設置者名 コーナン商事株式会社</p>   | <p>十四 変更前の小売業者の代表者名 疋田 耕造</p>   |
| <p>十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p>  | <p>四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一番地</p>  | <p>十五 変更後の小売業者の代表者名 疋田 直太郎</p>  |
| <p>十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗西側</p>  | <p>五 変更前の店舗所在地 大田区本羽田二丁目百七十三番地</p>   | <p>十六 変更日 平成二十五年十一月十三日ほか</p>  |
| <p>十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間</p>                                      | <p>六 変更後の店舗所在地 大田区本羽田二丁目三番一号</p>   | <p>十七 届出日 平成二十七年六月二日</p>  |
| <p>十六 届出日 平成二十七年六月五日</p>  | <p>七 変更前の設置者住所 大阪府堺市鳳東町四丁目四百一番地</p>  | <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>  |
| <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>                                | <p>八 変更後の設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一番地</p>  | <p>十九 縦覧期間 平成二十七年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>   |
| <p>十八 縦覧期間 平成二十七年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>九 変更前の設置者の代表者名 疋田 耕造</p>  | <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>  |
| <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>                            | <p>十 変更後の設置者の代表者名 疋田 直太郎</p>   | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、</p> |
| <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>  | <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十七年七月十三日</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、</p> |

その届出及び添付書類を縦覧に供する。  
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。  
 平成二十七年七月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 ホームセンターコーナン本羽田店
- 二 店舗所在地 大田区本羽田二丁目三番一号
- 三 設置者名 コーナン商事株式会社
- 四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四百二番地一
- 五 変更前の店舗面積 一万十三平方メートル
- 六 変更後の店舗面積の合計 一万二千五平方メートル
- 七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六百七十三台
- 八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四百一台
- 九 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 四百二十台
- 十 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 四百二十台
- 十一 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側 三百二十七平方メートル
- 十二 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側ほか 三百十一平方メートル

き施設の位置及び面積

十三 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北側 三十三・二四立方メートル

十四 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北側ほか 三十七・四〇立方メートル

十五 変更前の駐車場の自動車の出入の数が及び位置 二か所 店舗北側ほか

十六 変更後の駐車場の自動車の出入の数が及び位置 四か所 店舗北側ほか

十七 変更日 平成二十七年八月四日ほか

十八 届出日 平成二十七年六月四日

十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十 縦覧期間 平成二十七年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002